

警報発令時の対応について

(1) 以下の場合の措置

- ・気象庁より、非常警報(「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」) が発表された場合
- ・今治市より、波方小学校区に「警戒レベル3高齢者等避難」以上が発令された場合

判断時間	警報等の発表・発令状況	施設の措置
午前 9 時	「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」の発表及び「警戒レベル3高齢者等避難」以上が発令されている場合	午前休所
正午	「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」の発表及び「警戒レベル3高齢者等避難」以上が 継続 されている場合	終日休所
	「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」の発表及び「警戒レベル3高齢者等避難」以上が 解除 されている場合	13時から開所

○2026年5月29日から、気象警報など名称や運用が変更されました

(2) 開所中に、今治市に(1)が発表された場合

警報発令を確認次第、速やかに利用者の皆様へ退所を呼びかけ、施設を休所します

(3) その他

上記の警報が発令されていなくても、注意報等が発令中でその後警報に切り替わる可能性が高い場合や安全の確保が難しいと判断した場合は、臨時休所する場合があります

開設状況にご不安がある場合は、ご利用前にあそぼーのへご確認ください